



坂井市商工会経済講演会を開催します！

経済変化に備える貯蓄と投資 『株主優待で人生を楽しく』

日時：11月12日（水） 18：30より講演開始
 場所：いねす 交流ホール（坂井市坂井町蔵垣内34-14-1）
 講師：桐谷 広人 氏（元棋士、投資家）
 参加費：無 料



ご家族や従業員の方とお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。
 申込みは今月号に封入のチラシよりお願いします。



「東京駅スクエア・ゼロでの特産品展示販売会」出展事業者を募集します！

FUKUI

あわら 坂井 永平寺
特産品&グルメ

美食の國 福井の恵み大集結

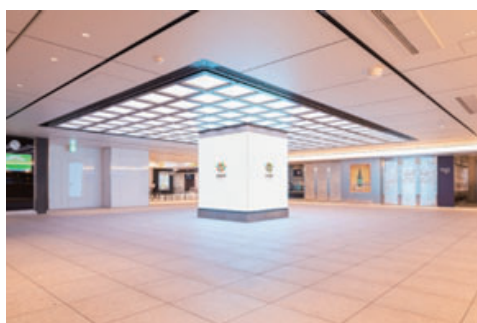
令和8年度 特定型小規模事業者支援推進事業

坂井市の地域資源を活用した特産品の販路開拓支援を目的として、あわら市商工会および永平寺町商工会と合同で、東京駅地下イベントスペース「スクエア・ゼロ」にて特産品展示販売会を開催します！

北陸新幹線県内開業による首都圏との交流機会増加を踏まえ、出展事業者の商品認知度の向上や都市圏の消費者ニーズの把握をサポートします。

以下のとおり、出展事業者を募集いたしますので、首都圏市場への販路拡大に関心のある方は、ぜひご参加ください。

●開催概要 共 催：あわら市商工会、永平寺町商工会
 日 時：令和8年1月31日（土） 12：00～20：00
 2月 1日（日） 12：00～19：30
 場 所：JR東京駅 地下1階イベントスペース「スクエア・ゼロ」
 （参考：<https://www.gransta.jp/news/info/eventsquarezero/>）



●募集内容 対 象：坂井市の特色を生かした商品を開発・販売しており、商品の首都圏市場での販路開拓や認知度向上を目指す会員事業者
 ※開催期間中は必ず1名以上の担当者を派遣し、販売・PRを実施してください
 応募締切：令和7年9月30日（火）まで

●出展料 小 間 代：無 料

●申 込 先 まずは最寄りの商工会本所・支所にご相談ください。
 出展申込書をお渡しさせていただきますので、作成の上ご提出をお願いします。

eye

さかい

して

9月号
2025.9

〔第179号〕

発行 坂井市商工会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
 坂井支所
 三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
 TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
 春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
 TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
 丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
 TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300



小規模事業者持続化補助金の申請が10月3日に開始します！

持続化補助金とは 小規模事業者が経営計画を自ら作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

補助金額等

<一般型・通常枠>

補 助 率	2/3
補 助 上 限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

<創業型>

200万円（免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せ）

【創業型の申請要件】

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。

公募スケジュール 申請受付開始：2025年10月3日（金） 申請受付締切：2025年11月28日（金）
 ※商工会への事業支援計画書の発行依頼期限は11月18日（火）です。

申請の際には、公募要領をご確認の上、商工会へお早目の相談をお願いいたします。
 詳細についてはホームページをご覧ください。

一般型・通常枠：https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
 創業型：<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

小規模持続化補助金を含めた補助金申請のための事業計画作成セミナーを10月27日（月）に開催します！
 詳細は同封のチラシをご確認の上、事前のお申し込みをお願いいたします。



ものづくり補助金の次回申請締切は10月24日(金)です！

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等に対する補助金です。

申請期間：令和7年10月3日(金) 17時 ~ 10月24日(金) 17時

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ



お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は事務局HPをご覧ください

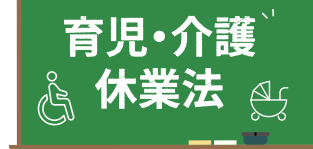
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiwase.html>

ものづくり補助金総合サイト



2025年10月施行 育児介護休業法改正のポイント

2024年5月に国会で可決・成立した育児・介護休業法の改正が、2025年4月1日と10月1日の2段階で施行されます。2025年10月1日施行は大きく分けて次の2つです。



- 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握したうえで、次の5つの中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

①始業時刻等の変更

フレックスタイム制や時差出勤の制度（1日の所定労働時間数を変更することなく始業終業時刻を繰り上げまたは繰り下げ）とします。

②テレワーク等（10日以上/月）

テレワークは自宅だけでなく、自宅に準ずるものとして就業規則で定める場所（サテライトオフィスなど）も可能です。利用できる日数は、1週間の所定労働日数が5日の労働者については1月につき10労働日以上、週所定労働日数の少ない労働者の場合は比例で計算した日数以上と定め、時間単位でも取得ができるようにすることが必要です。

③保育施設の設置運営等

保育施設の設置運営や、これに準ずる便宜の供与するものとして、ベビーシッターの手配および費用負担（または補助）とすることも可能です。

④養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）

1日の所定労働時間を変更することなく、1年間に10労働日以上の日数について時間単位で利用できる休暇制度を新たに設けます。休暇取得した時間について、有給、無給扱いにするかどうか就業規則で定めます。

⑤短時間勤務制度

3歳までの育児短時間勤務制度と同様に、1日の所定労働時間を6時間とする措置を含むことが必要です。

※①から④までの措置は、フルタイムでの柔軟な働き方を実現するための措置です。

労働者は事業主が講じた2つ以上の措置の中から1つを選択して利用できます。また、事業主は上記の中ですでに実施しているものがあれば、新たに選択する必要はありません。

(2) 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

子に障害がある、労働者がひとり親であるなどの個別の事情により、一律の制度では育児支援が十分でない場合があります。2025年10月1日から、個別の事情に応じながら仕事と育児の両立を円滑にするため、両立に支障をきたす事情や労働者の意向を個別に聴取し、聴取した意向について事業主が自社の状況に応じて配慮することが求められます。

意向聴取の時期は、次のとおりです。

- 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき
- 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間

（1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）

聴取方法としては、面談（オンライン面談も可）、書面交付、労働者が希望した場合はFAX、電子メール等のいずれかです。



今回の改正により、就業規則（育児・介護休業等に関する規則）の改定が必要になります。改正規則の規定例については、厚生労働省のページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>